







第2号明細書		計装機器消耗部品費			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
多項目水質計用	部品	式				第11号代価表
AN700		1.0				
pH計点検用	標準液	式				第12号代価表
K-10		1.0				
FC400G	残塩計	式				第13号代価表
	部品	1.0				
FRD-II	残塩計	式				第14号代価表
	部品	1.0				
AN465-A	残塩計	式				第15号代価表
	部品	1.0				
	計					
第3号明細書		水質計器点検 (年4回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
富谷配水池		式				第16号代価表
		1.0				
ひより台ポンプ場		式				第17号代価表
		1.0				
明石ポンプ場		式				第18号代価表
		1.0				
石積ポンプ場		式				第19号代価表
		1.0				
明石台水質監視局		式				第20号代価表
		1.0				
日吉台水質監視局		式				第21号代価表
		1.0				
とちの木水質監視局		式				第22号代価表
		1.0				
大清水水質監視局		式				第23号代価表
		1.0				
宮床送水ポンプ場		式				第24号代価表
		1.0				
富谷第2配水池		式				第25号代価表
		1.0				
	計					

第1号代価表		富谷配水池 工業計器・水質計器保守点検		1式当り	
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者（電気通信点検業務）	人				見積書
点検技術員（電気通信点検業務）	人				見積書
《点検対象機器》					
・指示計(SR36)×4台					
・指示計(DVF-11)×1台					
・測温抵抗体温度変換器(200TR)×1台					
・アイソレーター(200IC)×1台					
・アイソレーター(VC-34IC)×4台					
・警報設定器(VA-34SC)×13台					
・電磁流量計(X-FMR-7)×2台					
・残留塩素計(AN465-A×2台)					
・pH計(K-10)×1台					
・電源箱(X-EVS-051)×1台					
計					
第2号代価表		ひより台ポンプ場 工業計器・水質計器保守点検（年1回）		1式当り	
	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者（電気通信点検業務）	人				見積書
点検技術員（電気通信点検業務）	人				見積書
《点検対象機器》					
・指示計(XF-15-1T)×3台					
・指示調節計(ECU100S)×1台					
・記録計(VKP3100-6M)×1台					
・アイソレーター(200IC)×5台					
・ディストリビューター(200DL)×2台					
・警報設定器(210VAS)×6台					
・指示計(DVF-11)×2台					
・測温抵抗体温度変換器(200TR)×1台					
・電磁流量計(EFM204W)×1台					
・投入式水位計(ELR200)×1台					
・圧力伝送器(EDR510)×1台					
・残留塩素計(FRD-II)×2台					
・pH計(K-10)×1台					
計					

第3号代価表		明石ポンプ場 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
《点検対象機器》						
・指示計(DVF-11)×4台						
・測温抵抗体温度変換器(200TR)×1台						
・ディストリビューター(200DL)×1台						
・配水圧力センサー(PSM-7-1-1M-PA)×1台						
・残留塩素計(FC400G)×1台						
・pH計(K-10)×1台						
計						
第4号代価表		石積ポンプ場 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
《点検対象機器》						
・指示計(DVF-11)×2台						
・測温抵抗体温度変換器(200TR)×1台						
・電圧電流変換器(200VI)×1台						
・残留塩素計(FRD-II)×1台						
・pH計(K-10)×1台						
計						

第 5 号代価表		明石台水質監視局 工業計器・水質計器保守点検 (年 1 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
《点検対象機器》					
・ 指示計 (DVF-11) × 4 台					
・ 測温抵抗体温度変換器 (200TR) × 1 台					
・ ディストリビューター (200DL) × 1 台					
・ 配水圧力センサー (PSM-7-1-1M-PA) × 1 台					
・ 残留塩素計 (FC400G) × 1 台					
・ p H 計 (K-10) × 1 台					
計					
第 6 号代価表		日吉台水質監視局 工業計器・水質計器保守点検 (年 1 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
《点検対象機器》					
・ 指示計 (DVF-11) × 4 台					
・ 測温抵抗体温度変換器 (200TR) × 1 台					
・ ディストリビューター (200DL) × 1 台					
・ 配水圧力センサー (PSM-7-1-1M-PA) × 1 台					
・ 残留塩素計 (FC400G) × 1 台					
・ p H 計 (K-10) × 1 台					
計					

第7号代価表		とちの木水質監視局 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
	《点検対象機器》					
	・無試薬式多項目水質計 (AN700) × 1					
	計					

第8号代価表		大清水水質監視局 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
	《点検対象機器》					
	・無試薬式多項目水質計 (AN700) × 1					
	計					



第9号代価表		宮床送水ポンプ場 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
《点検対象機器》						
・ 残留塩素計 (FC400G) × 1 台						
・ pH計 (K-10) × 1 台						
計					0	
第10号代価表		富谷第2配水池 工業計器・水質計器保守点検 (年1回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
《点検対象機器》						
・ 残留塩素計 (FC400G) × 2 台						
・ pH計 (K-10) × 1 台						
計					0	

第11号代価表		AN700多項目 水質計用部品				
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
《対象施設》 とちの木水質監視局×1、大清水水質監視局×1						
	乾燥材	個				見積書
	ステンレスフィルタ	個				見積書
	メッシュフィルタ残塩用	式				見積書
	メッシュフィルタ濁度色度用	式				見積書
	ゼロ水フィルタ用カートリッジ	式				見積書
	洗浄用ビーズ	式				見積書
	残塩検知電極	式				見積書
	pH電極	本				見積書
	pH標準粉末	本				見積書
	セル用Oリング	式				見積書
	計					

第12号代価表		K-10 pH計点検用標準液				
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
《対象施設》 富谷配水池、ひより台ポンプ場、明石ポンプ場、石積ポンプ場、明石水質監視局、日吉台水質監視局、 とちの木水質監視局、大清水水質監視局、宮床送水ポンプ場、富谷第2配水池						
	中性リン酸塩 (pH7標準液)	本				見積書
	ほう酸塩 (pH9標準液)	本				見積書
	計					



第15号代価表		AN465-A 残塩計 部品				
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
《対象施設》 富谷配水池×2						
	ガラスビーズ	式				
	ポリエチレンチューブ	式				
	スリーブ6ファイ	式				
	Oリング	袋				
	計					
第16号代価表		富谷配水池 水質計器点検 (年4回)				1式当り
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
	点検技術者 (電気通信点検業務)	人				見積書
	点検技術員 (電気通信点検業務)	人				見積書
	点検機器 残塩素計 (AN465-A) × 2台					
	pH計 (K-10) × 1台					
	計					

第17号代価表		ひより台ポンプ場 水質計器点検 (年4回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検機器	残留塩素計(FRD-II)×2台					
	pH計(K-10)×1台					
	計					
第18号代価表		明石ポンプ場 水質計器点検 (年4回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検機器	残留塩素計(FC400G)×1台					
	pH計(K-10)×1台					
	計					

第19号代価表		石積ポンプ場 水質計器点検 (年4回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検機器	残留塩素計(FRD-II)×1台					
	pH計(K-10)×1台					
	計					
第20号代価表		明石台水質監視局 水質計器点検 (年4回)			1式当り	
名	称	単位・数量	単	価	金額	摘要
点検技術者	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検技術員	(電気通信点検業務)	人				見積書
点検機器	残留塩素計(FC400G)×1台					
	pH計(K-10)×1台					
	計					

第 2 1 号代価表		日吉台水質監視局 水質計器点検 (年 4 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検機器 残留塩素計 (FC400G) × 1 台					
pH計 (K-10) × 1 台					
計					
第 2 2 号代価表		とちの木水質監視局 水質計器点検 (年 4 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検機器 無試薬式多項目水質計 (AN700) × 1 台					
計					

第 2 3 号代価表		大清水水質監視局 水質計器点検 (年 4 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検機器 無試薬式多項目水質計 (AN700) × 1 台					
計					
第 2 4 号代価表		宮床送水ポンプ場 水質計器点検 (年 4 回)			1 式当り
名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘 要	
点検技術者 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検技術員 (電気通信点検業務)	人			見積書	
点検機器 残留塩素計 (FC400G) × 1 台					
pH計 (K-10) × 1 台					
計					





令和8～9年度

水道施設計装設備保守管理点検業務（長期継続）

特記仕様書

富谷市水道事業

(目的)

第1条 この特記仕様書は、発注者が業務委託する令和8～9年度水道施設計装設備保守管理点検業務（長期継続）に適用する。

発注者が富谷配水池、ひより台ポンプ場、明石ポンプ場、石積ポンプ場、日吉台水質監視局、とちの木水質監視局、明石台水質監視局、大清水水質監視局、受水用配水池兼送水ポンプ場（宮床送水ポンプ場）、富谷第2配水池（以下「配水池等」という。）の健全性管理（以下「本業務」という。）に関する必要な事項を定め、市民生活に欠くことのできない安全な水道水を安定的に確保し配水すること及び適正に施設を管理することを目的とする。

(委託箇所)

第2条 委託箇所は、次のとおりとする。

施設名称	所在地
① 富谷配水池	富谷市上桜木一丁目 1-8
② ひより台ポンプ場	富谷市ひより台一丁目 4
③ 明石ポンプ場	富谷市明石西ノ入 7
④ 石積ポンプ場	富谷市石積勝負沢 49-7
⑤ 日吉台水質監視局	富谷市日吉台一丁目 13-1(日吉台中学校敷地内)
⑥ とちの木水質監視局	富谷市とちの木一丁目 9
⑦ 明石台水質監視局	富谷市明石台一丁目 1(東向陽台公民館敷地内)
⑧ 大清水水質監視局	富谷市大清水一丁目第1公園内
⑨ 受水用配水池兼送水ポンプ場 (宮床送水ポンプ場)	大和町宮床字山田中 11
⑩ 富谷第2配水池	富谷市上桜木一丁目 1-7

(履行機関)

第3条 本業務は、令和8年4月1日から2年間の令和10年3月31日までとする。

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約と富谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、予算措置ができない場合は契約を変更又は解除することができる。

(業務内容)

第4条 本業務は、本業務に従事する者（以下「要員」という。）の労務管理に関し、一切の責任を負うものとし、労働基準法及びその他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は業務の遂行にあたること。

3 受注者は、不法行為、火災、盗難、侵入者等による事故防止を図るとともに、設備機器の異常、停電時の通報等、適切な措置に努める。

(業務内容)

第5条 受注者は、次に定める業務及びこれに付随する一切の業務を実施しなければならない。

(1) 工業計器・水質計器保守点検<年1回/点検対象機器>

(AN700 多項目水質計、FC400G 型残留塩素計、FRD II 残留塩素計、AN465-A 残留塩素計用部品交換含む)

① 富谷配水池

作業回数	対象機器
年1回	・指示計 (SR36) N= 4 台 ・测温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台 ・アイソレーター (VC-34IC) N= 4 台 ・電磁流量計 (X-FMR-7) N= 2 台 ・pH計 (K-10) N= 1 台 ・指示計 (DVF-11) N= 1 台 ・アイソレーター (200IC) N= 1 台 ・警報設定器 (VA-34SC) N=13 台 ・残留塩素計 (AN465-A) N= 2 台 ・電源箱 (X-EVS-051) N= 1 台

② ひより台ポンプ場

作業回数	対象機器
年1回	・指示計 (XF-15-1T) N= 3 台 ・記録計 (VKP3100-6M) N= 1 台 ・ディストリビューター (200DL) N= 2 台 ・指示計 (DVF-11) N= 2 台 ・测温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台 ・投込式水位計 (ELR200) N= 1 台 ・残留塩素計 (FRD-II) N= 2 台 ・指示調節計 (ECU100S) N= 1 台 ・アイソレーター (200IC) N= 5 台 ・警報設定器 (210VAS) N= 6 台 ・電磁流量計 (EFM204W) N= 1 台 ・圧力伝送器 (EDR510) N= 1 台 ・pH計 (K-10) N= 1 台

③ 明石ポンプ場

作業回数	対象機器
年1回	・指示計 (DVF-11) N= 4 台 ・测温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台 ・ディストリビューター (200DL) N= 1 台 ・配水圧力センサー (PSM-7-1-1M-PA) N= 1 台 ・残留塩素計 (FC400G) N= 1 台 ・pH計 (K-10) N= 1 台

④ 石積ポンプ場

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示計 (DVF-11) N= 2 台</li> <li>・電圧電流変換器 (200VI) N= 1 台</li> <li>・残留塩素計 (FRD-II) N= 1 台</li> <li>・pH計 (K-10) N= 1 台</li> <li>・測温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台</li> </ul>

⑤ 日吉台水質監視局

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示計 (DVF-11) N= 4 台</li> <li>・残留塩素計 (FC400G) N= 1 台</li> <li>・測温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台</li> <li>・pH計 (K-10) N= 1 台</li> <li>・ディストリビューター (200DL) N= 1 台</li> <li>・配水圧力センサー (PSM-7-1-1M-PA) N= 1 台</li> </ul>

⑥ とちの木水質監視局

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無試薬式多項目水質計 (AN700) N= 1 台</li> </ul>

⑦ 明石台水質監視局

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示計 (DVF-11) N= 4 台</li> <li>・残留塩素計 (FC400G) N= 1 台</li> <li>・測温抵抗体温度変換器 (200TR) N= 1 台</li> <li>・pH計 (K-10) N= 1 台</li> <li>・ディストリビューター (200DL) N= 1 台</li> <li>・配水圧力センサー (PSM-7-1-1M-PA) N= 1 台</li> </ul>

⑧ 大清水水質監視局

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無試薬式多項目水質計 (AN700) N= 1 台</li> </ul>

⑨ 受水用配水池兼送水ポンプ場 (宮床送水ポンプ場)

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留塩素計 (FC400G) N= 1 台</li> <li>・pH計 (K-10) N= 1 台</li> </ul>

⑩ 富谷第2配水池

作業回数	対象機器
年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留塩素計 (FC400G) N= 2 台</li> <li>・pH計 (K-10) N= 1 台</li> </ul>

(2) 水質計器点検<年4回/点検対象機器>

① 富谷配水池

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (AN465-A) N= 2台      ・pH計 (K-10) N= 1台

② ひより台ポンプ場

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FRD-Ⅱ) N= 2台      ・pH計 (K-10) N= 1台

③ 明石ポンプ場

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FC400G) N= 1台      ・pH計 (K-10) N= 1台

④ 石積ポンプ場

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FRD-Ⅱ) N= 1台      ・pH計 (K-10) N= 1台

⑤ 日吉台水質監視局

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FC400G) N= 1台      ・pH計 (K-10) N= 1台

⑥ とちの木水質監視局

作業回数	対象機器
年4回	・無試薬式多項目水質計 (AN700) N= 1台

⑦ 明石台水質監視局

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FC400G) N= 1台      ・pH計 (K-10) N= 1台

⑧ 大清水水質監視局

作業回数	対象機器
年4回	・無試薬式多項目水質計 (AN700) N= 1台

⑨ 受水用配水池兼送水ポンプ場 (宮床送水ポンプ場)

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FC400G) N= 1台      ・pH計 (K-10) N= 1台

⑩ 富谷第2配水池

作業回数	対象機器
年4回	・残留塩素計 (FC400G) N= 2台      ・pH計 (K-10) N= 1台

## (3) 作業内容書

No.	点検計器	台数	点検・作業項目	実施項目	備考
1	記録計	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検及び清掃</li> <li>・機構部注油</li> <li>・スライド抵抗清掃</li> <li>・記録インクの点検・補充</li> <li>・フェルトペン,プロッタペンの点検・交換</li> <li>・時計機構部清掃</li> <li>・チャート送り機構点検</li> <li>・目盛校正試験</li> </ul>	○	
	VKP3100-6M			○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
2	演算器・変換機	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・特性試験</li> </ul>	○	
	200DL			○	
	200IC				
	200TR				
	200VI				
	VC-34IC				
3	警報設定器	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・リレー接点部の確認</li> <li>・警報動作確認</li> <li>・目盛試験</li> </ul>	○	
	210VAS			○	
	VA-34SC			○	
				○	
4	伝送器・水位計	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・Oリンググリスアップ</li> <li>・設定値確認</li> <li>・ゼロ点確認</li> <li>・特性試験</li> <li>・実水位測定</li> </ul>	○	
	ELR200			○	
	PSM-7-1-1M-PA			○	
	EDR510			○	
				○	
5	指示(警報)計・指示調節計	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検及び清掃</li> <li>・ゼロ点確認・調整</li> <li>・目盛校正試験</li> <li>・警報動作確認</li> </ul>	○	
	DVF-11			○	
	ECU100S			○	
	SR36			○	
	XF-15-1T				
6	電源箱	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・出力電圧確認</li> </ul>	○	
	X-EVS-051			○	

No.	点検計器	台数	点検・作業項目	実施項目	備考
7	電磁流量計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・端子部の点検</li> <li>・励磁コイルの絶縁確認</li> <li>・専用ケーブルの絶縁確認</li> <li>・各種設定値の確認</li> <li>・0-100%チェックの確認</li> <li>・流体静止時のゼロ点確認</li> </ul>	○	
	EFM204W	1		○	
	FMR204W-100	(1)		○	
	X-FMR-7	2		○	
	FMR-7W-150	(2)		○	
				○	
				○	
				○	
8	水質計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視点検</li> <li>・サンプリング系統点検・清掃</li> <li>・分析部の点検・清掃</li> <li>・電気回路部点検</li> <li>・外観目視点検</li> <li>・ゼロ・スパン校正</li> <li>・試料水実験・調整</li> </ul>	○	
	AN465-A	2		○	
	FC400G	6		○	
	K-10	8		○	
	AN700	2		○	
	FRD-II	3		○	

#### (4) 作業時間

- ・作業時間は平日（月～金）午前8時30分から午後5時までとする。ただし、緊急を要する場合は、対象外となる。

※点検業務には、下記機器は含まれないものとする。

- ①高圧気中開閉器の点検
- ②高圧受電盤の高圧機器の点検
- ③防災設備自家発電装置の点検・保守
- ④外灯・蛍光灯の点検・保守



(要員の資格及び配置)

第6条 受注者は、要員を配置するものとする。

- 2 受注者の要員は、電気設備の実務経験を有する者とする。
- 3 受注者の要員配置については、適切な人数を配置する。

(要員の選任)

第7条 受注者は、要員を選任するときは、氏名、経歴書等の必要事項を発注者に通知し承諾を得なければならない。また、変更がある場合も同様とする。

- 2 選任した要因が疾病等やむを得ない理由により業務従事できないときは、これに代わる要員を速やかに派遣するものとする。
- 3 発注者は、要員が業務の履行上不適格と認められる場合は、受注者と協議のうえ当該要員の変更を命ずることができるものとする。

(業務遂行)

第8条 契約書、仕様書及び現場内容等を熟知し、発注者との連絡を緊密にとりながら業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

(安全衛生管理)

第9条 受注者は、第5条の業務に従事する全ての者について、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第21条に規定された健康診断（保菌検査〔腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、サルモネラ菌〕）を実施し、速やかに発注者へ検査結果報告書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、業務上危険性が伴う作業について、要員に対し常に労働安全衛生の指導を行う。

(環境保全)

第10条 受注者は、次のとおり環境保全に配慮するものとする。

- (1) 環境への負荷を低減するため、省エネルギー、省資源、リサイクルを推進すること。
- (2) 自動車の停車時には、アイドリング・ストップを厳守すること。

(経費の負担)

第11条 パソコン・プリンター等の事務用品、作業服、ヘルメット等の安全保護具、清掃用具、巡回用車両、車両維持に係る経費等については受注者の負担とする。

(非常時の措置)

第12条 受注者は、非常事態（災害等）が発生した場合は、ただちに発注者の職員に連絡し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者の職員とともに協力して、対処するものとする。

(責任分担)

第13条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による、機器等の破損、故障等は、受注者・発注者協議のうえ、速やかに補修、改善又は取替え若しくは補償等により解決することとする。ただし、天災等による事故の場合は、この限りではない。

(雑則)

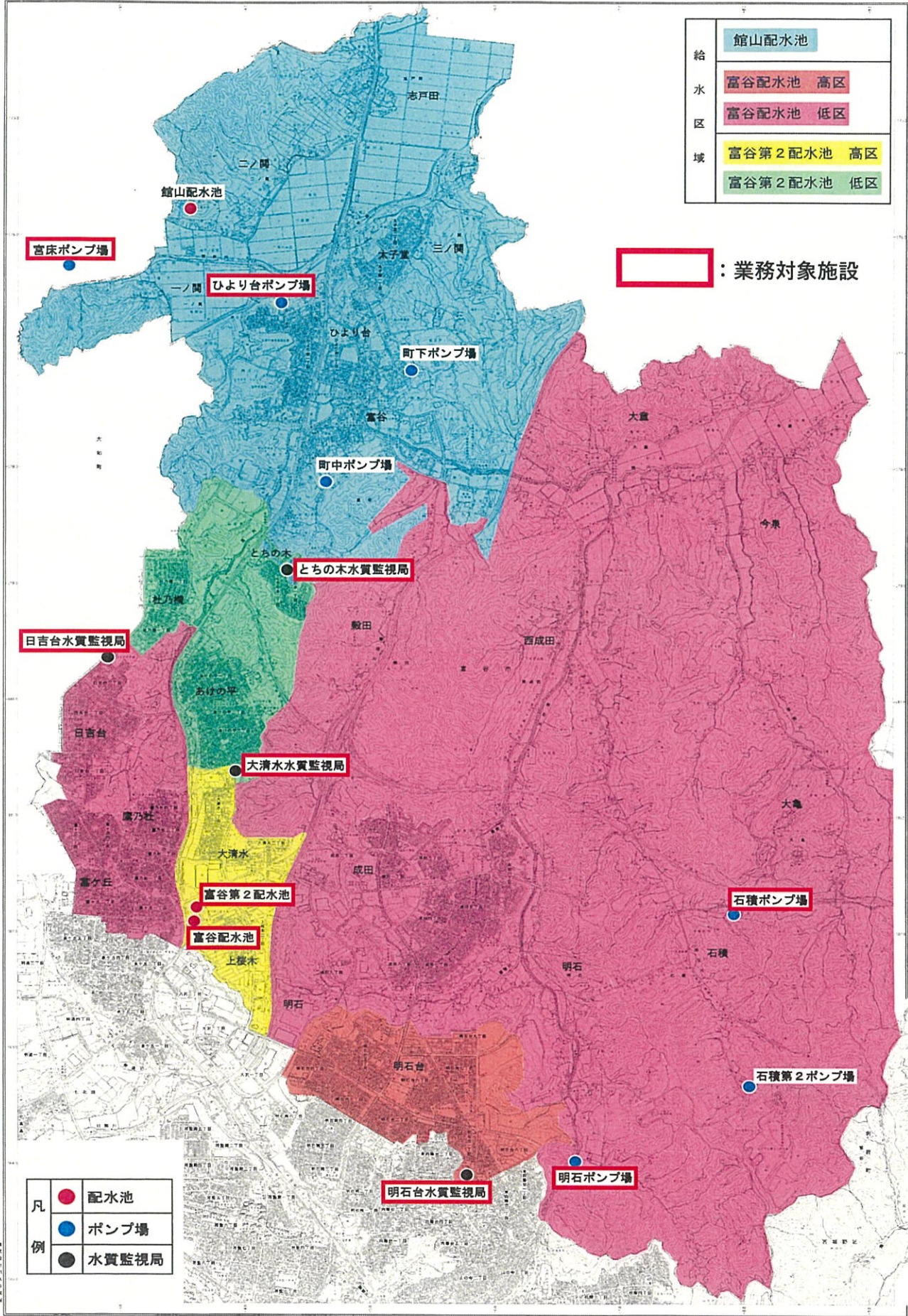
第14条 受注者は、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務をおこなううえで当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 受注者は、本業務に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義)

第15条 特記仕様書に疑義を生じた場合又は特記仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、別に定めるものとする。

公共上水道図



給 水 区 域	館山配水池
	富谷配水池 高区
	富谷配水池 低区
	富谷第2配水池 高区
	富谷第2配水池 低区

: 業務対象施設

凡 例	<span style="color: red;">●</span> 配水池
	<span style="color: blue;">●</span> ポンプ場
	<span style="color: black;">●</span> 水質監視局